

令和8年度(2026)宮古島市謝礼金支払基準

「謝礼金支払基準」について、下記のとおり基準を定めたので、執行にあたっては留意すること。

1. 本基準の適用範囲

本基準は、行政運営上の参考に資する為の会議(注1)への出席謝礼、講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する謝礼に適用し、標準単価を別で定める(別表1)

(注1) 行政運営上の参考に資するため、要綱等により設置し、行政職員以外の有識者等を参集する会議(法律又は条例で定められた附属機関ではない)

2. 支払基準

- ・会議出席謝礼については1回2時間未満とし、それを超える場合は日額を適用する。
- ・講演会・研修等については1日2時間までを基本とし、2時間を超えるときは、それぞれ1時間につき基準表(時間単価)の半額を加算した額とする。ただし、超過時間は2時間以内とする。
- ・時間単位を適用する場合の支払単価は1時間とし、端数については30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。
- ・適用時間については、会議、講演・講義等の実時間とし、移動時間や待機時間、準備に要する時間は含めないものとする。
- ・法令等により、単価が示されているものについては、当該法令等の定めるところによる。
- ・この基準表によりがたい場合は、理由を明確にし、事前に財政課長と協議すること。
(財政課との協議前に相手方へ正式に依頼する事がないよう留意する事)

【別表 1】

区 分		職 種	単 価 (1時間あたり)	日額
県外	大学職員	教授	8,000円	16,000円
		准教授	7,000円	14,000円
		その他	4,000円	8,000円
	官公署及び学校	管理職	6,000円	12,000円
		その他	4,000円	8,000円
	その他	医師、弁護士等	8,000円	16,000円
		著名人	8,000円	16,000円
		その他	4,000円	8,000円
	県内	大学職員	教授	6,000円
准教授			5,000円	10,000円
その他			3,000円	6,000円
官公署及び学校関係		管理職	4,000円	8,000円
		その他	3,000円	6,000円
その他		医師、弁護士等	6,000円	12,000円
		著名人	6,000円	12,000円
		その他	3,000円	6,000円
内 部 講 師		勤務時間外	1,500円	3,000円
	勤務時間内	0円	0円	

※本基準は、「謝金の標準支払基準の改定について」（平成 27 年 3 月 6 日各府省等申合せ）を参考に設定。